

「(仮称)日光市まちづくり基本条例」(案)に関する提案書提出にあたって

平成18年3月20日、今市市・日光市・藤原町・足尾町・栗山村の5市町村が合併し、岐阜県高山市、静岡県浜松市に次いで全国で3番目に大きい新「日光市」が産声をあげました。

県内でも例を見ない大規模な市町村合併であり、それぞれの旧市町村が特色ある歴史・文化を有していることから、私たち新「日光市民」は、5つの個性を継承し、互いに受け入れながら、新「日光市」が新たな可能性のもとで発展していくことを期待し、その日を迎えました。

そのようななか、平成18年12月に「日光市まちづくり基本条例を考える市民会議」が組織され、私たちは、その委員として委嘱を受け、活動を開始いたしました。

本会議は、一般公募委員5名と推薦委員11名の計16名で組織されており、それぞれがそれぞれの立場から、この条例にかける想いを語り、検討を重ねてきました。

そして、「まちづくり基本条例とは何なのか」、「本当にこのような条例が必要なのか」から始まり、「どのようにして作っていけばいいのか」、「どんなことを盛り込んでいきたいか」など、様々な議論を重ね、この条例(案)が出来上がりました。

そこで私たちが達した結論は、「心を感じるまち日光を創ること」、そしてそのために「心が通う温かい市民自治のまち日光を実現すること」、その実現には「市民と市が共有し、参画し、信頼のもとに協働したまちづくりを進めること」が不可欠であるということです。

文明の発達によって失われがちな「心」。この一人ひとりの心を大切にしていちまちづくりに取り組んでいく。様々な地域性を持った新「日光市民」が、ひとつの大きな力となって市民自治のまちを実現していく。その理念を市民みんなで共有するのが「日光市まちづくり基本条例」であると考えています。

まだ生まれたばかりの新「日光市」が、これまでの5つの個性を継承し、互いに受け入れながら、市民とともに新たな可能性のもとで発展し、将来に向けても「市民が主役であるまち」であり続けることを願い、ここに「(仮称)日光市まちづくり基本条例」(案)を提案します。

日光市まちづくり基本条例を考える市民会議